

令和5年度（2023年度）

第6回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：令和5年（2023年）12月20日（水）午後1時30分開会
場 所：かでの2・7 10階 1070会議室

1. 開 会

○事務局（鈴木自然環境課長） ただいまから令和5年度第6回北海道環境審議会自然環境部会を開催いたします。

環境生活部自然環境局自然環境課の鈴木でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

本日は、委員総数13名のうち、8名のご出席をいただいておりますことから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

廣田委員におかれましては、オンラインでのご参加となっております。また、白木委員におかれましては、オンライン参加でございますが、用務の都合で若干遅れてご参加されるということでございます。児矢野委員におかれましても、遅れるということでございます。

また、本日は、10月10日開催の環境審議会におきまして、会長から自然環境部会の委員に指名されました小椋茂敏委員が参加されてございますので、ご紹介させていただきます。

小椋委員、一言、よろしいでしょうか。

○小椋委員 皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました北海道中央会の小椋でございます。

私は、本日が初めての会議でありますので、今までの流れも事前に説明いただきましたけれども、慎重に取り進めさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木自然環境課長） ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

次第、名簿、配席図、資料は資料1から資料3までありまして、資料2は2-1と2-2、資料3は資料3-1から3-3までとなっております。

オンライン参加の委員には事前にメールでお配りしておりますので、資料のご用意をお願いいたします。

オンライン参加の委員におかれましては、ご発言の際は、挙手あるいは画面の挙手ボタンを押していただきまして、部会長のご指名の後、マイクのミュートを解除願います。

本日の議事につきましては、継続審議案件1件を予定してございます。

本日も審議いただきました結果を踏まえまして、審議の状況に応じまして、1月に再度部会を開催し、ご審議いただき、素案の案の取りまとめに向けて作業を進めてまいりたいと思っております。

本日終了は16時半を予定しておりますが、進行のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、ここからの議事進行は吉中部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○吉中部会長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間も限られておりますので、早速、議事を進めていきたいと思っております。

今日の議事は1件だけですが、次期北海道生物多様性保全計画についてということで審議を続けていきたいと思っております。

まず、事務局から資料のご説明をお願いします。

○事務局（橋本課長補佐） 私から、資料についてご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

これまでの検討経過と今後の予定ということで、これまで検討経過につきましては、11月22日に第5回環境審議会自然環境部会を開催いたしまして、次期計画の本編と行動計画編のたたき台についてご審議をいただきまして、特に、行動計画編につきましては、基本方針の1番、2番までをご審議いただき、3番、4番につきましては、時間切れとなった関係で、その後、改めてご意見をいただく機会をいただいて、今回の審議会に反映させた形で持ってきております。

11月22日に自然環境部会の第5回が開かれまして、その下に、今後の検討内容と審議予定ということで、本日の12月20日の第6回審議会自然環境部会ということで、前回の部会の議論を踏まえた対応について、それから、次期計画の本編と行動計画編のたたき台、また、今回は基礎資料編も新たにつけております。これは、あくまでも資料になるのですが、そちらについても見ていただきたいと思いますと考えております。

それ以降につきましては、1月に第7回部会を開催した後、環境審議会の親会で計画素案の案を取りまとめていただきまして、それ以降、パブリックコメントに入っていければと考えてございます。資料1については以上です。

続きまして、資料2-1です。

こちらは、前回、11月22日に開催されました環境審議会自然環境部会でご意見をいただきました内容と、そのご意見に対しての対応案の一覧表になってございます。

先ほどご説明しましたとおり、前は基本方針の2番、そして、基本方針につながる具体的な取組、行動計画編になりますけれども、そこに関わる部分をご審議いただきまして、ご意見等の対応案となっております。

今回、お時間の関係で個別のご説明は避けたいと思っておりますけれども、このような対応になっているということで、まずは一覧でご覧いただける形になっております。

続いて、資料2-2をご覧ください。

こちらは、前回、11月22日の部会で審議がございませんでした基本方針の3番と4番に関して、ご意見を事前にいただくという形で各委員の皆様をお願いしたもので、これに対していただいたご意見の内容とそれへの対応案です。

これにつきましては、3名の委員からご意見をいただいております、その対応案と

なっております。

この資料2-1と2-2の一覧表の内容が、次の資料3-1と3-2になります。

上に乗っているのが見え消し版で、資料2-1と2-2にそれぞれ対応案を書かせていただいておりますけれども、その内容が反映された部分が記載されております。

見え消し版の中で、1ページ目のはじめにのところで、22行目から24行目で赤字になっておりますけれども、こういった部分のご意見を受けて修正あるいは加筆した部分です。

この修正に関しては、資料3-2の行動計画編も同じような整理になっております。

この修正につきまして、見出しなどの内容に関わらない部分について、事務局で修正したところがございます。

その部分分かるのは、行動計画編資料3-2の見え消し版をご覧ください。

こちらを開いていただきますと、青字で直っている部分と赤い部分がございます。

行動計画編の資料3-2の見え消し版ですが、青い部分は、ご意見をいただきまして修正したものと、事務局で、見出しとか内容に関わらない部分で修正したものが入っております。

資料3-2の見え消し版の9ページをご覧ください。

こちらは、ご意見をいただき修正加筆をした青地の部分に加えて、赤字がございます。

赤字の部分は、前回、関連の施策ということで見出しだけお示ししておりましたけれども、今回は、その見出しを2行あるいは3行程度の文章で、この中で具体的にどういう取組を行うのかということに記載しております。

ですから、前回までは具体的な取組が見えづらいというご意見もいただいておりますけれども、今回は、具体的な取組を文章の中からご覧いただき、ご審議いただければと考えております。

構成につきましては、前回から変わっておりませんが、本編ということで、計画の骨格部分になりますが、長期目標と中期目標を置きまして、それに対して2030年までの中期目標に向かうためにどのような戦略をもって臨むのかということで、四つの基本方針を置いておまして、それぞれの基本方針ごとに、基本方針の目指すべき状態、そして、目指すべき状態に向かうための取るべき行動を本編で整理しております。

そして、資料3-2の行動計画編で、取るべき行動に該当する関連施策を記載しておまして、その具体的なものを、今回、初めて委員の皆様に見ていただいております。

さらに資料3-3ですけれども、前ははまだ準備ができておらず、今回初めて皆さんに見ていただく資料になります。

これまで、現行の生物多様性保全計画の前半部分に記載されておりました北海道の自然環境、生物多様性の特徴などを今回第2次計画では基礎資料編にまとめる構成にしてお

りまして、基本的にはそこに記載されていたもののリバイスと、新たな情勢の変化などで追加した部分ということで構成しております。

全体の構成としては、そのようになっております。

最後に、行動計画編の見え消し版の36ページをご覧ください。

前回は、表の形で中身がなかったのですが、今回、指標の一覧の案をつけさせていただいております。

これは、それぞれの基本方針の中でどういう状態を目指すのかという目指すべき状態を設定しておりますが、それぞれの目指すべき状態をどのような形で評価するのかといったときの指標群です。

例えば、36ページの目指すべき状態の1-1、生態系の規模が全体として増加し、それらの質が向上している、こちらをどのような指標で評価するのかというのが今回提案されている生態系別の面積や植生自然度別面積などの内容になっております。

この考え方は、目指すべき状態をストレートに評価するような指標を見出すのはなかなか難しいという中で、その状態を示すであろう指標になりそうなものを幾つか集めて、その状況から目指すべき状態を外観的に評価しようという形になっております。

このやり方に関しては、生物多様性国家戦略の評価の仕方や、これまで生物多様性保全計画ということで進めてきた北海道の計画の中でも、基本的には関連指標群で状況を概観する形で評価をしておりまして、そのやり方を踏襲しております。

また、現状値ということで、今後算出となっている部分に関しては、これからパブリックコメントなどに出す素案の案の段階までには算出したいと考えておりまして、もし算出が難しいというものに関しては、その時点で関連指標群から省かせてもらう場合もございます。

今回はそのようなご提案となっておりますので、定まった指標での評価が難しい中でどういうものを持っていくのかというのは、難しい審議になると思うのですが、今回、そういったところも併せてご審議いただければと考えております。

個別の点につきまして、私の方からどのようなご意見がどのように反映されているのかというのはお時間の関係でご説明はしませんが、全体の資料の状況としてはこのようになってございます。

本日のご審議、どうぞよろしくお願いたします。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

まず、今までの議論、審議の経過と今後の予定、それから、前回の部会での議論を踏まえた修正箇所、さらに、その後、少し異例ではありましたが、皆様からメールベースでご意見いただいたものの一覧表とそれに対する考え方、さらに、それらを取り入れた形で新たな修正版ということで本編、行動計画編、今回新しく出てきました基礎資料編という前提となるものが書かれてあるものについて、構造的なところをご説明いただきました。中身はこれから審議していきたいと思っております。

まず、これまでの検討経過と今後の予定、資料1でご質問、ご意見等がありましたらお伺いしたいと思います。特にございませぬか。

○児矢野委員 遅れて来まして、申し訳ありません。

資料1についてお伺いします。

1点目は、私が遅れて来たので説明を聞いていないのですが、来月に最終的な計画案を自然環境部会としては取りまとめるということでしょうか。

2点目は、1月に環境審議会で、素案を取りまとめて、2月以降、パブリックコメントと答申というところまでありますけれども、これは答申の中身ですね。環境審議会で1月に取りまとめてそれを公表して、そして初めの頃にパブリックコメントにかけて数週間パブリックコメントをやって、その後、フィードバックということで自然環境部会でもう一度審議をして、パブリックコメントを考慮したものを反映させるなり検討し、それを2月の後半か終わりぐらいに環境審議会に持って行って、そこで答申ということと理解してよろしいでしょうか。

○事務局（鈴木自然環境課長） 今後の予定につきましては、審議の経過といいますか、状況によって変化していくものと考えています。今は、ざっくりイメージとして載せております。

まず、1月に部会をもう一度開催いたしまして、たたき台という形でご審議いただいておりますが、素案の案という形で取りまとめができるのであれば、取りまとめまして、環境審議会にご報告させていただきます。

そこで了承をいただければ、私どもは北海道庁ですから、道議会議論を経なければなりませんので、そちらにご提示させていただきます。それと併せて、パブリックコメントを実施する形になります。

パブリックコメントを経た後、再度部会、環境審議会でご報告、ご審議いただいて、最終的に答申をいただいて決定していくような流れとなっております。

これを2月にやりますとか、3月にやりますとか、現在ではなかなか断定的に言えない状況でございます。あくまでも審議の状況に応じて変化していくということです。

先生方のご審議の内容次第だと思っております。よろしくお願ひいたします。

○児矢野委員 よく分かりました。どうもありがとうございました。

もう一点、今おっしゃったことに関して質問ですけれども道議会のほうにかけるのは、パブリックコメントをやっている最中のものを道議会に出すということですか。

今のお話だと、道議会の方に1月に環境審議会の3の取りまとめの後でとおっしゃっていましたが。

○事務局（鈴木自然環境課長） 道議会にかけるのは、パブリックコメントにかける前です。同時といいますか、まずは同じベースで議会の議論と道民の意見を聞いていく形になります。

審議会の方で素案の案という形を了承いただけましたならば、道庁の方ではそれを素

案という形で道議会の方に報告させていただいて、議会議論を経る形になります。それと併せて、道民の方々にご意見をいただくパブリックコメントを実施しています。

これは、どの計画においても同じような流れを取っております。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

慎重な審議が必要な一方で、いつまでもだらだらとやってるわけにもいかないと思いますので、皆様のご協力をいただければありがたいと思います。

ほかに、資料1については大丈夫でしょうか。

もしなければ、前回も申し上げたと思うのですけれども、私から一つだけご報告とお願いがあります。

昨年から、EPO北海道、道庁、北海道生物多様性保全活動連携支援センターというところが共催で、北海道生物多様性保全ダイアログという一連のものをずっとやってきています。10回ぐらいあったのか、毎月のようにやっております。

そこでは、今、新しく作ろうとしている生物多様性保全計画への意見を広く求める、あるいは情報を共有していくということを目指して、今まではいろいろなテーマごとにやってきておりました。

ですので、私の感覚としては、これもプロセスの一つとしてぜひ位置づけていただいて、基礎資料編なりに、この審議会のプロセスに加えて、一般の人とのダイアログ、協議、意見聴衆といったプロセスもぜひ書いてもらえるとありがたいと思っていますので、ご検討いただければと思います。

そこで、先週ですけれどもダイアログの一環として前回のこの部会でお示ししたパワーポイントの資料をベースなのですけれども、本文もそこに置いてあるっていう形だったのですが、パワーポイントの資料をベースに、ご意見をいただくという場を設定してもらいました。

結局、会場には10名、それからオンラインでは62名の方が出席していただいて、前回、この部会で議論したときのバージョンですので、今のお示しされているバージョンと、違うのですけれども、それを基にいろいろな意見を伺いする場を設けていただきました。

そのときに出た意見を北海道のほうでまとめていただいているところです。生データのような形になるかもしれませんが、近日中にEPO北海道のホームページに載せていただければと思いますので、ぜひご覧いただければと思っています。

その中で、私がメモした中で幾つかだけご紹介したいと思います。

一つは、いろいろな意見が出ていましたが、国の戦略、国の国家戦略と比べて、ネイチャーポジティブであるとか、再生可能エネルギーとのトレードオフの最小化、シナジーの最大化みたいな、そういう書きぶりが北海道の方が弱いのかというご意見は割と大きく出ていました。

また、今回、関連指標がご提案されていますけれども、皆さんに見ていただいたのは

それがないバージョンでしたので、指標はどうするのか、評価の指標、進捗状況をどうやって測るのか、モニタリングをどうするのか、基準となる現状値は何なのか、それを明確にすべきというご意見も出ておりました。

それは、今回、ご審議いただけると思うのですけれども、中身的には今日の議論にもなると思いますが、基本方針3ということで生物多様性から我々が受けている恩恵をどうもっと増やしていくのかあるいはそれを理解するのかっていうのに加えてそれを失ったときのリスクっていうのをしっかりと書き込むべきでないか。

生物多様性が劣化するとどういうリスクがあるのかということを書いたらどうか。

さらに、恩恵というものを経済的にどう評価するのかということも大事ですが、その前に希少種の保護でありますとか、希少種が生息、生育している場所の保護区設定とか、本来的なといいますか、クラシカルと言うかもしれませんけれども、保護の手立てもしっかりと書くべきというご意見もありました。

また、特定の生態系については、海洋の問題をどうするのかということや、湿原湿地をどう保護していくのか、そういうことはどこに書かれているのかというご意見がありました。

指標ベースラインとも関連しますけれども、目標値で、保護区の面積を一体どのぐらいまで増やすつもりかということが出ておりました。網羅的に申し上げられなくて申し訳ないです。

アイヌ文化のことも、国際的にもIPLCということで、先住民の人たちとローカルコミュニティの役割ということが非常に重要視されているのを鑑みると、北海道ならではの一つの特徴としてしっかりと盛り込んでいけばどうかというご意見がありました。

それから、横断的な取組といいますか、北海道庁が果たすべき役割というところでもいろいろご意見が出ていました。

一つは、市町村への支援、あるいは市町村間の連携の支援です。これから市町村の計画をつくっていく際に、北海道がデータを共有するとか、今お持ちのデータをオープンデータ化して誰でも使えるようにするとか、具体的に市町村の計画策定にどういう支援ができるのか、そのようなご意見も出ていました。

また、今後、教育や、一般の人にこのことをよく知ってもらうことがすごく大事だということで、コミュニケーションが得意なセクターとも連携して進めていくべき、さらに、学校教育と社会教育の両面でしっかりと取り組んでいくべきということで北海道の教育局の関与も大変重要になってくるのではないかという意見が出ておりました。

雑ぱくで申し訳ないのですけれども、数日中にウェブサイトに出るかと思っておりますので、参考にしていただければありがたいと思います。

それでは、中身に入っていきたいと思います。

資料3-1が本編ということで、前回は、この本編と資料3-2の行動計画編を横に並べていただきながら、順に見ていったということだと思います。

前回の審議の結果、それから、その後にいただいた意見を踏まえた修正案が出ておりますが、まず、前回見られなかった基本方針3ですね。本編見え消し版の22ページです。行動計画編では、見え消し版、資料3-2の21ページです。社会課題の解決や地域づくりへの自然のめぐみの活用という基本方針の項目です。

本編の22ページ、行動計画編は21ページから26ページまでが該当するかと思いますが、まず、この項目でお気づきの点ありましたらお願いします。

○児矢野委員 私、本務が非常に忙しくて意見を出せなくて、海外出張から帰ったところなので、いただいた資料も拝見していないのです。

ですから、今、急いで前回と今回のものを見ているのですけれども、行動計画編の22ページでしょうか、自然を活用した気候変動緩和策の推進というところですか。

前はここまで行けなかったので発言しなかったのですが、気候変動緩和策と自然環境保全のいわゆるシナジーの話が出ていますのですけれども、トレードオフの言及がないなど前回思ったのですが、これは言及がありますか。アとイでしょうか。

(1) 緩和策というのは、前回の自然を活用した気候変動緩和策の推進と施策の概要というのが新しいバージョンの関連する施策の概要のところに入っているという理解でいいのですか。

アとイと(2)というのはまた別なのですか。簡単にご説明いただけませんか。

構造がよく分からなくなっていました。

○吉中部会長 構造ですけれども、間違っていたら事務局で訂正願います。

本編の23ページに、取るべき行動が四つ挙げられておまして、その一つ一つが行動計画編の(1)から(4)に当たるということだと思います。(1)が生物多様性保全と気候変動緩和策・適応策、(2)が自然資源を持続可能な方法で利用する、こういう構造かなと思います。(1)の今おっしゃった最小化、最大化、シナジーとトレードオフの問題についてどう考えるかが行動計画編の21ページ22ページに書かれてあるということだと思います。

○事務局(橋本課長補佐) 構造としては、そのような形になってございます。

○児矢野委員 今、少し言及申し上げたトレードオフの話は、行動計画編の21ページの第2段落のところに入っていると理解すればいいのでしょうか。

これを見ると、生物多様性は自然に有する災害防止機能、文化的な価値などに及ぼす影響が最小限となるよう、というふうにあるので、生物多様性自体とのトレードオフの関係は書かれてないような気がするのです。

私の誤解かもしれないので、ご解説をお願いします。

○事務局(橋本課長補佐) 21ページの16行目です。

対策の推進に当たっては、生物多様性や自然の有する災害防止の機能云々とありますけれども、これはいわゆる生物多様性にも配慮しながら生物再生を持っている機能としての防災や文化的な価値、そういったものに対する影響が最小化するようにと記載され

ております。

特に、基本方針3というのは、どのように自然が持っている機能、生態系サービスを社会課題や地域づくりに活用するののかという視点で設定している基本方針になりますので、緩和策については、生物多様性が持っている機能に対してもきちんと配慮する、影響を最小限とするという配慮をしながら、生態系が持っている二酸化炭素など温室効果ガスの吸収源としての機能も活用していこうというのがこの緩和策の内容になっています。

○吉中部会長 基本方針3の取るべき行動の一つ目は、緩和策・適応策との便益の相反の最小化及び相乗効果の最大化を促進するというの取るべき行動ですね。

ですから、相乗効果の最大化は、22ページに行動計画として具体的な施策が挙がっておりますけれども、便益の相反の最小化というのは、22ページの関連する施策の中ではあまり見当たらない気がするということと、今ご説明いただいた行動計画編の21ページの16行目と17行目の読み方ですが、「対策の推進に当たっては生物多様性や自然の有する」とありますが、私の意見で、「生物多様性や」次に点が要るのではないですか。生物多様性そのものへの影響を最小限にするということ、点が必要かと思っていて、それプラス、自然が有する災害防止機能や文化的価値も守らなければいけないということなので、点を打てばこの文言は少しわかりやすくなると思ったのです。

それを受けて、具体的な施策のほうで、便益相反の最小化というのはどれが当たるのか、ご説明いただいてもいいでしょうか。

ほかの委員も見ていただければと思いますが、行動計画編の見え消し版の22ページに気候変動対策とのシナジーを最大化するいろいろな施策が書かれてあるのですけれども、一方で、トレードオフを最小化するというのではどんな施策が必要かという辺りでもご意見をいただければと思います。事務局から何かありますか。

○事務局（橋本課長補佐） 最小化に特化した関連の施策はないのですが、この緩和策を進めるに当たって、先ほど挙げたような生物多様性そのもの、あるいは生物多様性が持っている機能の部分への影響は最小化していくということも併せて考えていくという考え方になります。

ですから、この関連施策から最小化という観点の取組はなかなか見いだせない状況になっているかと思えます。

○吉中部会長 ありがとうございます。

ただ、行動計画編の22ページは、どちらも自然を活用した気候変動対策ですね。先日のダイアログでもそうだったのですけれども、そうではない気候変動対策、具体的に言うと、再生可能エネルギー発電施設等が建築されることで生物多様性に直接的な影響が及ぶとすれば、それを何とか最小化すべきという観点が欠けているのではないかと思うのです。

○児矢野委員 補足ですけれども、行動編の基本方針3の取るべき行動3-1の表題を見

ると、便益の相反の最小化が入っているわけです。ですから、ここの整合性の観点でも、アの四角の外側の22ページのところは、全体の一貫性という観点からも入れたほうがいいのではないかという気がします。今、部会長がおっしゃった実質的な配慮という観点からもそうですし、行動編の構造からしても、アとイはいずれも推進の話だけなので、便益相反の話は基本計画の一つの項目として入っていますし、環境省の生物多様性国家戦略にもはっきり書いてあるのです。ですから、何らかの形でアのところに入れていただいたほうがいいのではないかという気がいたします。

これを読むと、シナジーの話ばかりなので、そういう気がします。ですから、部会長がおっしゃった実質的なお話に加えて、形式的な観点からもそのほうがいいでしょうし、国の生物多様性国家戦略との整合性の観点からも入れるべきではないかと思うのです。

改正温暖化対策防止法に基づいて、道基準案の作成も今進められていると思いますけれども、そこでは、トレードオフの話が親会でもかなり議論になっていました。道基準案を設定するという法律に基づく、その部分自体がトレードオフをかなり意識した基準整備の話なので、それについても生物多様性基本計画の行動編に入れるべきではないかと思いました。

○吉中部会長 ほかの委員はいかがでしょうか。

むしろ、アの中に入れる、イの中に入れるというよりも、一つ別の項目を立ててもいいと思います。アもイもいわゆるネイチャー・ベースド・ソリューションズということだと思ってしまうので、最小化の方はそれではないと思いますから、一つ項目を立てて、温暖化対策をしっかり進めていく上で生物多様性にしっかり配慮していくのだという施策を道庁でもお持ちだと思いますから、それを書いていただくことを考えていただければと思います。

今すぐに何かというわけではありませんが、事務局で考えていただいてもよろしいですか。

○事務局（橋本課長補佐） 先ほどご説明しましたけれども、それぞれの施策の中で、部会長おっしゃるような、例えば森林という生態系の機能を活用して緩和策を図っていきますという利用の推進の部分、機能を活用するところを推進していくという内容になっているのですが、それを行うに当たって、基本的な考え方としては、前の21ページの中で、生物多様性そのものや自然が持っている機能に影響がないように、そこには配慮していくという考え方です。ですから、それぞれ環境に配慮しながら、影響を最小化しながらと一言ずつ入れていくようなイメージになると、それは基本的な考え方なので、そういう考え方で推進を図っていきますという整理もあり得ると思います。

例えば、トレードオフの最小化の部分について、1項目として立てて取組を書いたほうがいいのかどうか、そこを教えていただければと思います。

○吉中部会長 いかがでしょうか。

○坂東委員 経済活動があつて、その活動の中で自然環境が増えていくというのを整備し

ていくことでトレードオフができていくということで、相互作用ですよ。そして、自分たちの経済活動への影響は最小化していきましようということにつながると思うので、私はアに入れるのが一番ではないかと思いました。項目は別にして、ア、イ、ウにしていくというか。

○吉中部会長 もう一つ項目を立てるということですね。ありがとうございます。

ほかの委員はいかがでしょうか。

特になければ、トレードオフ最小化の項目、ア、イ、ウに当たるような項目を少し考えていただいて、具体的な気候変動、温暖化対策とのトレードオフに向けた取組をここに書き込んでいただくことをご検討いただければと思います。

ほかに、基本方針3についていかがでしょうか。

○児矢野委員 これも事前に意見を提出すべきだったのですが、できなかったのが今申し上げます。

行動計画編の24ページのウの地域資源としてのジビエの活用というところです。ジビエというのは、基本的に人間が食べる食料という意味かなと理解しておりますが、もしそうだとすれば、もう少し広く、ジビエというのを、野生鳥獣肉という表現がいいのかどうか分かりませんが、そのようにしたほうがよろしいのではないかと思います。

それと連動しまして、25ページの一番上も、エゾシカジビエのところを狩猟による捕獲の推進と野生鳥獣肉の利用拡大というふうにしたほうがいいのではないかという気がします。

というのは、私は門外漢なので非常に僭越ですし、坂東委員が詳しいと思うのですが、最近、屠体給餌の話が全国的に言われているようです。屠体給餌の取組について、農水省が事例集をつくっているようで、行政が関心を示していて、愛知県の事例を掲載した後に、令和5年度の補助事業として初めて屠体給餌を含めたとか、林野庁でも愛知県の処理場に国有林で捕獲した個体を搬入しているとか、北海道のエゾシカ対策推進条例でも、エゾシカを道民共有の財産と位置づけて、生物多様性の保全の観点から捕獲や利用を行うとしているということがあります。

生物多様性保全に寄与するかという話になるとよく分かりませんが、いろいろな形で道民が活用していくのがいいのではないかというようなご説明が最初の頃にありましたね。円山動物園でも、道内の屠体給餌を推進できないかというシンポジウムを酪農学園大と共催でされて、北海道庁の野生動物対策課の方もおいでになってお話をされていたので、北海道らしいと言うのかどうかよく分かりませんが、屠体給餌の話もここにに入れてはどうかという気がしました。

屠体給餌で言うと、野生鳥獣肉としておけばエゾシカも含めて全部入ります。ジビエにすると、人間が食べるだけになってしまうので、この1行目ですが、エゾシカ肉の多様な利用拡大を図るためにするとか、エゾシカ肉処理施設認証制度の運用とその後の家庭レストランというのは別というか、認証の話と実際の活用の話は必ずしも一緒では

ないので、これは切り離して、認証を推進し、それから、「レストラン、革製品、屠体給餌などの様々な場面での利用機会の拡大」とするとか、これは、今、全国的に議論が活発になっているようなので、北海道庁さんも取組を支援しておられるようですから、そういう意味で入れてみてはどうかと思いました。

○吉中部会長 坂東委員、何かありますか。円山でも試行的に始めていますね。

○坂東委員 確かに、普及啓発という意味を含めて、ちゃんと利用していきましょうということは、全国の動物園でもしっかりやっていかなければいけない取組になっていくと思います。

ですから、項目というよりも、文言としてちゃんと出てくるということが一番大事だと思います。

○吉中部会長 具体的には、行動計画編の24ページの一番下の40行目に、ジビエと限定せず、少し広い書きぶりにした上で、25ページの施策の中に屠体給餌という文言がもし入れば入れていただければと思います。

○坂東委員 先ほどありましたが、エゾシカにするのかどうかですね。今、ヒグマも、OS018ではないですが、実はすごく流通して食べられていたという話がありますね。今、熊の肉はかなり高価に取引されていると思うのですけれども、エゾシカというよりも、狩猟の野生鳥獣などという言葉に変えたほうがいいと思います。

○早稲田委員 私は、事前にその意見を出させていただいていたいました。資料2-2の7ページの一番下がそれに当たるとは思います。ジビエ活用の中にエゾシカだけでなくヒグマを含めてはということを書かせていただいています。

ただ、今の議論を聞いている中でも、ヒグマもそうですけれども、駆除も含めて、それを自然からの恵みとして活用するという意味で、鳥獣という言い方でもいいと思います。また、肉だけではなく、皮も含めてきちんとした活用を図るという考え方がここに書かれるのがよろしいと思いました。

そのときに一つ気になっているのは、施策の中にぼんと出ているのですが、前段の四角の説明の中にそこが読み取れるものが直接的にはあまり書かれていないと思ったので、ここの項目を書くのであれば、前の段階でも触れておかれてはどうかと思っていました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

ほかの委員はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

取るべき行動3の考え方の中にも野生鳥獣の無駄のない活用ということを書くべきだということと、地域資源としてのジビエの活用のところを捕獲された野生鳥獣とか、書きぶりは分かりませんが、対象を広げていただくのはどうかということです。さらに、関連施策の中で屠体給餌も読めるような書きぶりを考えていただければということです。それも事務局で少しご検討いただければと思います。

そのほか、基本方針3についていかがでしょうか。

○早稲田委員 先ほどの話に戻りますが、行動計画編の22ページの赤字のところ、ア、

イ、ウにするのかという話があったと思います。

もともとの取るべき行動に書かれている項目では、気候変動緩和策・適応策となっているものが、なぜかここではアとイで緩和策と適応策と分かれてしまっています。ただ、中身の赤字の部分は同じものが書かれています。

そういう意味では、先ほどご指摘がありましたように、ここは緩和策・適応策を最大化する部分の内容であって、その手前にアとして便益の相反の最小化をする部分がアであって、イのところはこの二つの内容を統合した記載にして、アとイで整理したほうが構造としては分かりやすいと思っていました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。そういう案もあっていいですね。少し事務局でご検討をお願いいたします。

生物多様性には適応だけではなくて緩和も重要なのだということを明確にしておくのも一案かもしれませんが、基本的な考え方、あるいは、取るべき行動との流れでいくと、今、早稲田委員のおっしゃったようなやり方もいいかもしれませんので、ご検討をお願いします。

よろしければ、続いて、基本方針4に移りたいと思います。本編で言いますと、見え消し版の24ページと25ページです。

特に25ページに、目指すべき状態、取るべき行動が項目立てで書かれております。それを受ける形で、行動計画編の見え消し版の27ページから31ページに具体的な関連施策を含めて書いていただいております。

基本方針4についてご意見をお願いいたします。

○児矢野委員 ちょっと混乱しているのですが、26ページというのは4に入るのでしょうか。

○吉中部会長 目次をご覧いただければと思うのですがけれども、横断的・基盤的な取組は別の章となっております。

○児矢野委員 失礼しました。

○吉中部会長 いかがでしょうか。

先週のダイアログでも、どうやって道民の方に意識を高めてもらうのか、生物多様性のことを考えてもらうのか、気づいてもらうのか、どうやって行動変容を促していくのか、それがすごく大事だねというご意見もたくさん出ておりました。そのときには具体的な施策は出ていなかったの、皆さんの頭の中に入ってこなかったのだと思うのですが、今回、具体的に学校教育のことなどをいろいろと書き込んでいただいております。

何かご意見がありましたらお願いします。

○児矢野委員 よく知らないのですが、30ページの学校教育のアのところ、学校の理科教育とか地域教育みたいなところを使って小・中・高校生に啓発するということを書くのは難しいでしょうか。

道内の小・中・高校での野鳥絵画の制作・表彰というものはあるのですが、重

要なのは、理科教育とか、地域学習みたいな科目があるのかどうかよく分かりませんが、通常の教科の中になるべく配慮するみたいな、そういうものを活用して啓発するということは結構効果的なような気がするのですが、そういうものを書き込むのは難しいのでしょうか。

もし難しくなければ、一般的なことでもいいので、書いておいたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 ありがとうございます。

学校教育のカリキュラムの中で生物多様性あるいは環境教育的なものを推進していく必要があるのだと思いますが、それはどこかに書かれてあるのか、あるいは、これから出される可能性があるのか、その辺について事務局からお願いします。

○事務局（橋本課長補佐） 今回の基本方針4の関連施策、あるいは横断的な取組の中で、特に学校教育に関連したところの施策は一つも入っていません。

あくまでも、自然とのふれあいという観点で、教室のようなものを開く、あるいは、そういう機会を設ける、例えば子どもを対象にしたものというのは施策としてあるのですが、学校教育関連というのは、教育庁の施策についてはこちらから照会をかけているのですが、中には含まれていないという状況になっています。

○吉中部会長 ご説明をありがとうございます。

例えば、行動計画編の30ページの取るべき行動の（5）に環境教育という言葉が表題に上がっていて、四角で囲ってあるところを読んでいくと、博物館、動物園、自然観察施設と連携の上の前に「学校」と入っているので、学校と連携した環境教育というのはすごく重要なのかなという気がします。

それは、教育庁と連携して何かできる可能性はありそうでしょうか。

○近藤委員 道南にレクの森というものがあるのですが、以前は積極的に、特に緑の少年団というものを結成しまして、着るものから双眼鏡からいろいろ整備したのですが、ある所で、枝打ちをしたら、枝が子どもの目刺さって、裁判沙汰になったケースがあります。それから、歩道を歩かせるのですが、枯れた木が倒れてきて当たったということもあります。

今、子どもたちへの環境教育、特に自然とのふれあいというのは、物すごく慎重になっています。確かにいい言葉ですが、いざやるとなるとリスクが大きいということがあるのです。書面には環境教育と書いているのですが、実際にはなかなかできないという職員としての立場があるのです。

また、今は、ちょっとでも何かがあると、すぐに裁判沙汰になって賠償問題に発展するという時代になってきています。ですから、すごくの危険性のある言葉なのですが、やらざるを得ないです。それに代わる別なものをどうするかということで、うちの町でも職員が大変悩んでいる状況ですので、こういうものを書くのは物すごく度胸が要ることなのかと思います。

私はそうと思いますが、文章としては残さなければならない言葉なのかなと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。貴重なご意見だと思います。

一方で、野外でなくてもできる環境教育もたくさんあるかと思いますが、その辺りをどこまで書き込めるのかということかと思いますが。

ほかの委員からもご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○坂東委員 本編の25ページに関して、自然との関わり方というか、やっていいこととやってはいけないことがあるとか、今、ヒグマなどで盛んに言われていますけれども、そういう部分はこの項目に出てこなくていいのですか。

というのは、本編たたき台の28ページに、本計画で設定する目標等の関係というものがあって、取るべき行動の方のほうに何か意見があって、野生動物のあつれき軽減に向けた取組を実施するというものが出てきていると思いますが、これはまた全然別のものという考え方で、今回のふれあい方とか付き合い方という一面からという組立てになるのでしょうか。

○吉中部会長 今のお話は、行動計画編で言うと29ページですか。

前はふれあいと書かれていたのが適切な付き合い方と修正されていて、具体的な施策が30ページに挙がっていて、不適切な生ごみの処理、餌づけ云々というのがここには挙げられています。

今、非常に喫緊の課題のヒグマと人間とのあつれきというのをもう少し出してもいいという気がします。

○坂東委員 学校教育の文言が出てこないのだとしても、教育の中で小さいときからやるのが絶対に大切だということは分かってきていると思います。ですから、対象としている人が、いわゆる市民生活をしながら、日常生活の中ですることという部分と、教育普及という意味での対策というのが、30ページに、野鳥絵画の制作云々ということではなくて、もう一つ丸があるのか、しっかり項目を立てて具体的な施策として出すということは何らかの形でできないものかと思いました。例えば、動物園、水族館でもいいのかもしれないし、公共施設での普及啓発でもいいのかもしれませんが、大学も講座をすごくたくさんやられていると思うので、何か位置づけがあってもいいのかなと思いました。

○赤坂委員 今、坂東委員がおっしゃっていた、人との付き合い方というところは必要だと思います。外来種対策に対する理解等について書いてあるので、並列で書いてしまっても違和感はないのではないかと感じていました。

細かいのですけれども、行動計画の27ページに、自然とふれあいを通じた人と自然との関わりを学ぶ機会の提供というところを拝見したときに、全て森でのことだけが書いてあって、自然イコール森ようになってしまっているのはすごく違和感がありました。

他にも生態系はありますので、いろいろなものとのふれあいということが分かるよう

に、少し視野を広げるような書き方をお願いできたらなと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○早稲田委員 全体の大きな構造にも関わってきてしまうかもしれませんが、先ほど坂東委員からも話があった行動計画の30ページの9行目に、希少鳥獣の保護で、給餌の話とか野生鳥獣に対する安易な餌づけということが書かれています。

これは、施策としてこういうことをやっていくということで例として書かれていて、このこと自体はいいと思うのですが、その前の取るべき行動の考え方の中の四角を読むと、それに関連する記述はほとんどなくて、むしろ、施策の中身とは直接的なつながりが見えにくいということがあります。先ほども似たような指摘をさせていただきましたが、この部分は行動計画ですので、この四角の中のように文章がずらっと書かれてしまうと、読むほうとしては非常に読みづらくなってしまって、つながりにくいと思うのです。

むしろ、本編の24ページと25ページの基本方針のところを見ていただくと、基本方針のテーマの下に同じようになり長い文章があって、次の四角の中にも同じように文章があります。実は、基本方針4だけでも物すごい情報量が入っているので、この辺りがつながりを分かりにくくしていると思いました。ですから、本編でまとめるところを少し集約していただくとか、いろいろといい例が入るのですけれども、その辺をコラム的な形を出していただくとか、施策ときちんと結びついた内容に記述を集約していただくほうが分かりやすいと思いました。

○吉中部会長 大変貴重なご意見をありがとうございます。

おっしゃるとおりで、本編の書きぶりとは微妙にダブっていたり、少し書き方が違っていたり、落ち着かない感じがあります。

一案としては、本編の書きぶりに行動計画編の基本的な考え方という四角の部分を集約してしまって、本文の中で基本的な考え方を書いて、行動計画には施策をしっかりと書き込んでいくというふうに整理したほうがすっきりするのかもしれないと思いました。

○坂東委員 今のお話も本当にそうなのですが、行動計画(4)は生命尊重の意識の醸成を図るというものが最終的に来るのですけれども、それと施策の内容にすごく違和感があるのです。ペットとか、いろいろな生き物が混在し過ぎてしまっています。本来のものではない犬猫という言葉が出てきてしまうと、どうしても命の見方が根本的に違うわけですね。そういうものを全て一まとめにして、生命尊重の意識助成と書いてあるのですけれども、四角で囲まれているところに文言があって、実際の施策というときに、丸で頭出しをしようというところが全然リンクしてなくて、むしろ、次の項目のほうがいいのかなと思うのです。環境教育などを通し云々のほうが適しているのかなと思いますし、配置の整理も必要なのかなと感じました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

基本方針4といいますか、全体を通して、行動計画編と本編との整理を少し考えてみ

てはどうかということだと思います。本編のほうで基本的な考え方を整理するということを検討していただければということと、行動計画編の27ページでは、自然とのふれあいの場として、森林以外の生態系についても読める形にしてはいかがかということですね。

それから、(4)(5)の間で少し整理をしていただいて、飼養動物、ペット等を通じての生命尊重の意識醸成ということと野生動物との距離の捉え方ということとはやはり明確に分けたほうがいいのではないかというご意見です。

それから、教育ということで、社会施設、博物館、動物園、自然観察施設との連携ということも非常に重要だけれども、学校教育の中で生物多様性のことをどう取り入れていただくのかということが関連施策にも入ってくるというご意見かと思います。

○坂東委員 本編の基本方針4のところ、プランテーション云々でボルネオの話が少し触れてありまして、道内で完結するのではなくて、もっとグローバルな視点も必要ということが書いてありますが、それに関するものが一つもないように見えたのです。資源のない国ですから、これも本当は大事な視点ですね。ですから、もしそういうことを本文でうたうのであれば、行動計画なりのところにも反映するものが必要ではないかと思えます。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

我々道民の生活が世界の生物多様性にどんな影響を与えているのかという観点を忘れてはいけないという意見は、親会の審議会でも何度かいただいております。

本編の24ページに書いていただいておりますが、それを実行するための考え方、施策が行動計画のほうでは読めないということです。これも少し考えていただければと思います。道民へのライフスタイルへの転換に向けた普及啓発というもので読めるのかもしれませんが、グローバルな視点を踏まえたものが施策にも見える形で書かれるといいなというご意見だと思います。ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 今、坂東委員がおっしゃったグローバルな視点の話の補足ですが、今、言及された「プランテーションにより」という段落の下に、「道外、国外の生物多様性への影響を低減させていくため」とあります。ここに関連して、そもそも道内の生物多様性が国外の生物多様性につながっているという話はもう前から出ていて、渡り鳥のようなものや海洋生態系ですね。これは、北海道のみならず、日本のみならず、近隣諸国との間でも共有されているので、そういう視点も含めて、グローバルな視点について、先ほど坂東委員がおっしゃった道民生活が世界の自然環境に与える影響と、生態系自体がそもそもつながっているということについて、早期に啓発するような文言を入れていただくと、ベースにあるとされる生物多様性条約とか、昆明・モンリオール生物多様性枠組とか、生物多様性国家戦略との間のリンクもできるので、いいと思いました。

○吉中部会長 基本方針2とも関連してくることだと思いますけれども、北海道が持っている特性をしっかりと伝えていくということで、ここにも入れておくというのではないかと

ということだと思います。ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 僕は勝手に解釈してしまったかもしれませんが、今の議論は環境ラベルの充実になるのではないのでしょうか。この環境ラベルをどういうふうに普及させるか、その支援を北海道がどうするかというところを具体的に書いてもらえると、自然に配慮した、生産されたものを一般市民が買うようになるというか、普及活動とともに環境ラベルがどれだけ一般市民の生活の中に入るかということを書いてもらうと理解しやすいと思いました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。児矢野委員、お願いします。

○児矢野委員 今のお話はすごくいいなと思いました。

環境ラベルというのは、国内のものもあれば、国際認証もあるので、国際認証は日本で取れていないものが多いのですけれども、なかなかハードルが高かったり、お金の問題があったりするのですが、今後、国際認証というものを日本がもう少し意識していくといいのではないかと思いますので、環境ラベルというところで、国際認証も視野に入れているという書きぶりにしていただくと、よりいいのではないかと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

今出ている関連施策の書きぶりを少し工夫していただくと、そういうものを盛り込めるものもあると思いますので、少し検討していただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

今まで基本方針3と4を見てきましたが、二つを見てみたらこういうところにも気づいたということがありましたらお願いします。事務局から、今の議論をお聞きいただいて、何かコメントがありましたらお願いします。

○事務局（橋本課長補佐） 先ほど、構成のところでご意見をいただきましたけれども、本編と行動計画編の文章のボリューム感についてです。もし本編の取るべき行動とかこの辺りに、行動計画編のそれぞれの取るべき行動の基本的な考え方として書いてあるものを持ってくると、本編の読む量が多くなると思いました。

行動計画編のそれぞれの関連施策自体は本当に簡潔な文章で表現していますので、逆に関連施策が取るべき行動とどういう形でつながるのかというところは、取るべき行動がどういう考え方なのかという後に、先ほど、つながりがおかしいぞと感じられたのも、恐らくその考え方があるからだと思うのですけれども、そういう役割を持っているので、私たちとしては、できれば本編のボリューム感と行動計画編に当たるアクションプランのボリューム感でいくと、我々としては今のバランスがいいのではないかと考えていました。

恐らく、行動計画編のそれぞれの取るべき行動の基本的考え方を持っていくということに関しては、本編のボリューム感が増えるぞという観点から、我々も検討をさせていただきたいと思います。

それから、見え消し版の資料3-2、行動計画編の25ページと26ページですが、

事前に見ていただいていたものから変わっておりまして、赤い色が濃いものと薄いものがありまして、薄いものは今回施策として追加した部分ですが、ほかの青色と同じ意味合いで、今回、事務局で調整した部分となっております。

何が変わっているかという点、アイヌの人たちの文化のところの書きぶりと、関連する施策のところ、1番目に入っていたアイヌ文化など地域文化の保存・伝承や普及啓発の推進の項目が前回は調整中だったと思いますが、その部分が消えています。

我々内部で、アイヌ施策とか、縄文文化の施策とか、教育庁の文化を扱っているところと、持っている施策がここに当たらないかということで交渉した結果、現時点ではここに該当するものがないという状況になっております。

この辺りに関しても併せてご審議をいただけると、こちらとしては、ご審議していただいた結果をもって、関連の施策がここに該当しないかどうかの交渉に当たっていく後ろ盾にもなると考えておりますので、その辺りのご審議をいただければと思います。

あわせて、関連する施策の中で、濃い赤で書いてある地域の文化と関わり合いながら守られてきた地域の自然を保全し持続的に利用する取組への助言等を行いますというところは、新たに追加したところですが、地域文化というのは、アイヌ文化とか縄文文化といった長い歴史の中の文化以外にも、我々の生活の中に関わってくるようなお祭りや食文化といったいろいろな文化を想定していますけれども、そういったものが地域の自然と関わって、これまでそれぞれ育まれてきたということを考えて、それに関わってきた文化を、関わってきた地域の自然の保全を、持続的な利用というところとうまくつながるようにフォローしていくというイメージで考えています。

例えば、環境省の自然共生サイトというのは、自然や生物多様性の保全以外の目的で保全されてきたような場所、これが生物再生の保全に貢献するようなものを認定していくというものですが、そういう観点でいきますと、地域の文化の一つになっている社寺林のようなものが自然との関わりの中で成り立ってきた文化であり、そういうものがこの後も継続していくような取組として、自然共生サイトへの認定を促すという助言や、そういった取組などを新たに追加しております。

あとは、どういう施策が現状としてあるのかという観点で関連する施策を並べていますので、先ほど取るべき行動の考え方の部分ですね。そことストレートにマッチしないというのは私たちが認識しているのですけれども、そういう中で、この考え方を持って取組を進めていくというのがこの考え方になりますので、そういう観点でご覧いただいてご審議いただければと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

○坂東委員 事前にいただいて印刷してきた資料を見ているのですが、基礎資料編のところ、アイヌ文化というところが抜け落ちているのではないかと思います。印刷してきたものでは27ページとか28ページにあるのですけれども、ページ数が合わないなど思っていたら、そこが抜けていて、意図的に抜いたのかなと思っていました。

それにリンクしそうな項目になっていると思っていて、アイヌというと、地域によっても全然違う文化があったりして、こういうものに出さないで地域の文化とか伝統とされているのか。政治的なものを含めて文言をデリケートに扱われているという感じなのですか。

○事務局（橋本課長補佐） 基礎資料編の事前にお送りしたものは、調整中だったのですが、坂東委員がおっしゃるとおり、行動計画編の26ページの関連施策のところでは抜けた関係で、基礎資料編に入っている部分も抜けています。

○児矢野委員 非常に理解に苦しんでいるのですが、アイヌの先住民族の伝統的な知識とか地域の伝統的な知識の話というのは、そもそも生物多様性国家戦略が前提としている昆明・モンリオール生物多様性条約枠組にも入っていますし、生物多様性条約の枠組みの中でも議定書で言及されています。そして、私は国際法が専攻ですが、国際法の分野では非常に議論があるのです。最近、生物多様性関連の新しい条約や国連の決議等では全部入っているのです。

また、国も、国会の決議でアイヌは先住民であると認めていて、アイヌ施策推進法があるわけですし、国立のアイヌ民族博物館も白老町にあるということを見ると、ここにそういうことがほとんど言及されていないというのは、私は理解に苦しむところがあります。北海道の将来を考えた場合にもです。

まさに事務局がおっしゃるように、これは現在の施策をベースにしているというのはそうかもしれませんが、今後、北海道の生物多様性基本計画として北海道の将来を方向づけていくものなので、どうかという気がします。私の専門性からしてもです。

また、これは私の勉強不足で単純な質問になりますが、26ページからアイヌ文化など地域文化の保存・伝承や普及啓発の推進という施策の概要で、施策がないというのが前提にあるお話だと伺ったのですけれども、アイヌ文化に関する道の施策というのは全くないのですか。

私は不勉強で、あるかどうかをよく知らないのですが、全くないのだろうかということです。つまり、北海道は、アイヌ施策推進法でも特に言及され重視されているので、北海道に施策が全くないのかという質問です。

それから、アイヌ施策推進法自体は国の法律ではありますが、それとの関係で、北海道は全く関わっていないのかということと、学校教育では、地域学習で、北海道出身の学生の話聞いても最近では何がしかの形であると言っています。ですから、現在、施策がないので載っていないということは、先ほど申し上げたように、国際的な状況を考えていかなものかということです。

また、今申し上げたように、道の施策というのは書けるものが何もないのかということです。一般的なものであっても、将来に向けて何か書いたほうがいいのかという気がします。

また、ボックスの中にアイヌの話が入っているのです。それとの整合性の問題もあり

ますし、基礎資料編については、私は事前に資料を拝見している余裕なかったので、坂東委員がおっしゃったことに全然気がつかないのですが、せめて基礎資料編には入れるべきではないかという気がします。

○吉中部会長 ほかの委員はいかがでしょうか。

先ほどの事務局のご説明で、26ページのアイヌの文化など地域文化の保存・伝承や普及啓発の推進という項目自体を削除された理由は、今、児矢野委員がおっしゃったように、施策がないからということでしょうか。あるいは、今のお問合せのとおり、北海道庁が行っているアイヌ文化の保存・伝承、普及啓発の施策というのはどんなものがあるのか、その辺のご説明をいただければと思います。

○事務局（橋本課長補佐） 施策がないというよりは、取るべき行動に該当する施策ではないと各部局が考えているということです。私たちとしては、こういう形で関わるのではないのでしょうかという交渉をした結果として、今、ここにあるということです。

例えば、アイヌ文化に関しては、アイヌ文化を伝承するような財団への補助、あるいは、アイヌ文化を伝承していくための取組は直接行っているものもありまして、文化施策の概要の中にそういうものが幾つか含まれていますので、私たちも、そういう観点で、文化の伝承というところでは該当するものではないかと考えていました。

○吉中部会長 北海道らしい生物多様性の保全という中に、アイヌ文化、アイヌの自然観というのはやはり欠かせないのではないかと私は思うのですが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○坂東委員 それでは、基礎資料編からも落としたというのはどういう意味合いなのでしょう。施策のところ具体的にないからなのでしょう。

私が印刷してきた資料編にも、そんなに具体的なことが書いているわけではなくて、自然観に学ぶことが大切であると考えますというくくりになっているのですけれども、この資料はあってもいいのではないかと思います。

○吉中部会長 今、坂東委員がおっしゃっているのは、事前に送られてきた資料でいいますと、基礎資料編の27ページですけれども、縄文文化・アイヌ文化と生物多様性ということで、アイヌ民族・文化を巡る最近の動きという年表的なものが書かれているページです。

今のご意見の中で、関連施策の中にアイヌ文化というのをしっかり取り込むべきでないかというご意見と、もしそれがかなわないとしても基礎資料編には入れるべきでないかというご意見が出ていたかと思います。ほかの委員はいかがでしょうか。

○中村委員 ここは、生物多様性を話すところなので、生物多様性と関係させたほうがいいと思いますが、生物多様性の話は、種数が多くなるということと、もう一つは固有性ですね。そこにしかないものということが結構重要で、だから外来種も生物多様性の話に入るのです。

私は1年半前まで和歌山にいたのですけれども、北海道は本州や九州と違って固有性

が高い生き物がいて、そこに固有性を基にしたアイヌ文化があって、その文化にまた固有性があるという流れで何かつくれないかと思っているのです。今はやられていることはないかもしれないですけども、今回も2050年までというすごく先に向かった目標を考えるとということであれば、固有性をすごく大事にした形を軸にして何か考えられないかと思いました。

○吉中部会長 ほかにかがでしょうか。

○児矢野委員 今、中村委員がおっしゃったことに賛同します。

例えば、その下に書かれている、地域の文化とのつながり等々の中に書かれていることは、いずれも非常に一般的な話なのです。例えば、自然のもたらす癒やしの効果など、自然の有する心身の健康に好影響を与える側面を発信して、その活用を促進しますというのも非常に一般的な話ですね。その下の施設の利用とか道有林の話は割と具体性があるのですけれどもね。

ですから、中に書かれている概要を拝見すると、ほかのところもそうなのですが、一般的な記述の仕方が多いので、例えば、一つの案として、すぐに思いつきませんが、今、中村委員がおっしゃったアイヌ民族固有の自然界や生物多様性条約系の文章の一文を活用してもいいかと思うのですが、そういうものに配慮しながら啓発を図りますので、配慮しますとか、そういうことに配慮した上で、自然との付き合い方を追求しますという一般的なものでもよければ、結構いろいろな書き方があるのではないかと思います。少なくとも、学校教育で何がしかをやっているはずなので、例えば、道庁さんがおっしゃるのは、お金を時限つきで出しているから、そういうことは書けませんという話なのかもしれませんが、そういう具体的なことではなくても、今、中村委員がおっしゃったように、2050年までの話なので、それを方向づける基本的な方針というか、配慮事項のような形で一般的に書くことができる気がするのです。

そこで、こんなことが可能かどうかよく分からないのですが、事務局が他の担当部署とお話をされて、実はこういうことをやっていますというリストがあって、私たちが拝見することができるようなものであれば、それを委員に送っていただけないでしょうか。

そうしたら、例えば私であれば、条約や国際的な文章に書かれていることと精神的な面を理念的につなげられるような案を出せるかもしれないですし、中村委員であれば、今の生物多様性のところで妙案を出してこられるかもしれません。ですから、もしご支障がなければ、他の部署とお話しされたときに、こういう施策はあるけれども、これはみんな関係ないですよと道庁の担当部局が考えておられるものを、私はどういう施策があるかと言うことを知らないのです、そういうことを知ることができれば、具体的な妙案を出すことができるかもしれません。そういうアプローチというのはどうかしらと今思ったのですが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 早稲田委員、お願いします。

○早稲田委員 この部分について、ほかの部局に該当する施策がないというのは私もよく

理解できなかったのですが、本編の23ページを見ますと、もともと基本方針3というのは、社会課題の解決や地域づくりへの自然の恵みの活用という題になっている中で、その中の取るべき行動のところで文言として気になったのは、「アイヌ文化をはじめとする」というところはいいのですが、後段に、「地域の自然を背景とした伝統文化の継承と振興を図りながら」とあります。道民の生きがいの創出と心身の健康増進を図るところは、かなり細かい内容というか、これと結びつけられたら、もしかしたら施策としてはないですよと言われかねないと思いました。

むしろ、アイヌ文化をはじめとした地域の自然を背景とした伝統文化というところは、前段として、そもそも大きな課題や社会課題の解決とか地域づくりにつなげていくというもう少し大きな題名にしておけば、アイヌ文化とつながっていく施策はいろいろありますし、その考え方を生物多様性の保全につなげていくことにもなるのです。生きがいの創出と心身の健康増進という言葉自体にどういう意味があるのかということをもう一度確認したいと思いました。

○吉中部会長 先週のダイアログでも、ここは何をやりたいのかよく見えないという意見も出ていましたけれども、この辺りを事務局からご説明いただけますか。

○事務局（橋本課長補佐） 基本方針として、生態系の機能、生態系サービス、こういったことを地域課題とか地域振興につなげていくという基本方針の中に入っていますので、これはアイヌ文化だけではないのです。先ほど話ししたような食文化とかお祭り、あるいは、もっと古い時代の縄文文化といったものをいろいろ想定していますけれども、自然に関わりのある文化が、先ほどお話ししたような地域課題の解決、あるいは、地域振興にどうつながっていくのかという観点で、この審議会の中でもお話が出たのですが、ネイチャーコントリビューション・トゥ・ピープルという自然がもたらすものという考え方が生態系サービスの次のステップとして、今、国際的に議論されていて、今回の国家戦略では取り込まないということになったので、私たちもそこに倣うということで、私たちもまだ生態系サービスなのですが、その中の考え方としては、例えば、文化みたいなものは、私たちがコントロールしてたくさん恵みを受け取ることができる価値ではないと。ノン・インストルメンタル・バリューというものを非道具的価値と訳されているのですが、要は、私たちは扱えないのだけれども、根底に流れるような価値なのだというイメージでとらえているのですが、そういったものが北海道に暮らす者として、アイヌ文化、あるいは、それ以外の地域の文化、縄文文化とか様々な文化から、ひょっとすると私たちの中にあるかもしれない、それが長い年月をかけて、今生きている私たちが消化した結果として、地域の誇りであったり、そういうものがあるということをもって生きがいにしてみたり、新たな自分の活動につなげていったりということがその文化があることで可能になると。その文化がなぜ成り立つのかということ、先ほど中村委員がおっしゃっていたような生物多様性の固有性で初めて成り立った文化であり、だからこそ、そこにその文化があり、人々の中に誇りや心身の健康という形で、私たちの

プラスになる部分として発現してくるのではないか。

そういうことなので、おっしゃるとおり、実はこのつながりは難しいのですけれども、基本方針3の中に入れる取るべき行動としては、文化というのは、先ほど言ったように様々な文化があり、私たちの知らない地域の人たちが培ってきた文化というものもあると思うのです。

そういうことをひっくるめると、大きく観光振興ですというのは分かりやすいのですが、それ以外のささやかな生きがいか、そういうところにつながる文化もあるのではないかとこのところでの取るべき行動の打ち出しになっております。

そういったところは、まだまだ研究の余地もありますし、私たちもどう踏まえて取組に反映していくのかということもありますので、本当にやりながら、どういう道がいいのかということを考えていく施策の一つかなと思っておりました。

○吉中部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○坂東委員 考え方は分かりました。基本的に、これからの未来を考えたときに、北海道固有のものを大切にしていって、その中で生活を豊かにしていきましょうというのが大きな流れになると思うのですが、一方で、健康という言葉が入ってくると、例えば松前漬の例が出ていますけれども、これは塩分の取り過ぎだという話が一方であって、沖縄でも北海道でも同じような生活をしていきましょうというのが健康の基本みたいな考えがあると思うのです。

一方で、目指そうとしているものはちょっと違うのですよね。地域性を生かしたような生活の中で、心の豊かさも享受していきましょうということで、アイヌの方々がずっと共存しながら培ってきた文化だったり、生活の仕方だったり、利用の仕方だったり、心身の健康増進という言い方がいいのかどうか分からないですが、そういうふうにかかってくるものなのかなと思います。

こういうふうに書いてしまうと、今、本当に驚くくらい加速しているような気がするのです。例えば、動物園でも、夏だったら、ライオンが生まれてよかったなのだけでも、雪が降り始めると、もう異常なぐらいです。多分、ライオンは東北ぐらいなら自生できると思うのですが、そういうような見方ですね。今、均一な条件の中で生きることみたいなものがすごく強くなってきている気がするのです。

ですから、今回の大きな流れの中で、目指しているものが違うと思うのです。北海道固有のことですね。北海道で暮らすことを豊かに感じなければいけないので、そういうような切り口で、ここで言いたいのは、アイヌの人たちが食べていたものを見習って食べなさいということではないので、そういう視点の文言の選び方だったり資料編への入れ方はあると思っています。

○近藤委員 例えば、25ページの(4)の道民の生きがいの創出を心身の健康増進を図るというのは、私はいいと思っていました。

例えば、犬ぞりをやっていますね。特に道南で結構盛んにやっています。それから、

ばん馬ですね。それから、馬を飼って、放牧して、馬ふんをつくる農家も増えています。これも立派な文化だと思います。

それから、健康増進です。ばん馬をやっている人たちは、すごく体にいいようです。朝起きて、夕方に面倒を見てという生活のリズムになるのです。

健康にすごくいいようです。安定した草を確保するのが課題だと話していましたが、ばん馬は北海道特有のものですからね。私はそういう捉え方をしていました。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 23ページが一番下の部分は、多くの方が違和感を覚えたり、意味が分かりにくい気がするので、ここを修正してはどうかという気がしていました。

ただ、今、私が申し上げる修正方法がほかの委員の意向を反映したものかどうか分からないですが、例えば、アイヌ文化をはじめとする地域の自然を背景とした固有の伝統文化・知識の継承、新興、活用を図り、かつ、それを通じて道民の生きがいの創出と心身の健康増進を図る、です。

この「図りながら」というのが誤解を招く感じがするので、ここを「かつ」で並列にしまえば、前半のアイヌ文化をはじめとするその地域の自然を背景としては伝統文化・知識ですね。知識の継承・振興と活用と、後半部分が並列になり、後ろの部分は前の部分を通じてということになるので、一つの解決方法につながるかもしれないと思いました。

ここにほかの委員のお考えが反映されているかどうか分からないので、またご検討いただくのがいいかもしれません。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○近藤委員 補足させてください。先ほど、私はこの文章をそう取ったということで話をしましたが、例えば、今、動物を使った神事も虐待だという考え方になる時代になってきました。ですから、ばん馬も、将来はそういう捉え方をされる時代が来るのではないかと考えています。

この計画のспанもありますね。やがてはそういうターゲットにされるものになるのではないかと考えております。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○早稲田委員 こだわるようではけれども、先ほどの事務局の説明で、私も分かりにくかった非道具的価値という言葉も出てきましたが、取るべき行動を23ページの本編で上から一つずつ読んでいってみると、3-4の最後だけ、生きがいの創出とか心身の健康増進というのは否定しないのですが、社会課題の一つであって、アイヌ文化とか地域の伝統文化も含めて、自然を背景とした部分を社会課題の解決につなげると、もう少し広く取ったほうがいいと思います。

先ほど気になったのは、施策とつながってないという答えが返ってきてしまって、それが消されるのであれば本末転倒になるのではないかとということで提案しました。

どっちを取るかですが、事務局の考えをずっと貫いて施策に入っていないことであれば、どちらかを取らなければいけないと思いました。

○児矢野委員 そうであれば、道民の生きがいの創出と心身の健康を図るというのをやめて、社会課題の解決に生かすという一般的な表現にするのがありかなという気がしました。

私は、上の伝統文化知識の継承・振興・活用を図り、かつ、それを通じて北海道が直面する社会課題の解決や地域づくりへの自然の恵みに活用するみたいな一般的な書き方をしてはどうかと思います。

二つありまして、一つは、「図りながら」をはっきり並列に分かるような文章の構成をするというものです。もう一つは、早稲田委員がおっしゃったように、後ろの道民の生きがいの創出も健康もやめて、基本方針3にあるタイトルをそのまま持ってくる、文章をきれいにして持ってくるという形を提案します。

○吉中部会長 早稲田委員、お願いします。

○早稲田委員 今の補足ですが、本編から読んでいって、取るべき行動のところに、いきなり細かな中身が書かれていては読みにくいです。もし生きがいの創出や心身の健康増進の具体を書きたいのであれば、それは行動計画の考え方の中にその一つの例として挙げるとか、そういう順番で出てくるのであればいいのですが、本編から読み進めていったときに、この言葉は引っかかるのではないかと思います。

○吉中部会長 いかがでしょうか。

○児矢野委員 今の補足ですが、「図り」の前の部分ですね。前段と後段を切るというか、「かつ」で並列につなげれば、前の部分にはまる施策は結構あるのではないかと思います。そういう意味で、他の部署が施策にはまるものはないとおっしゃることに対しても、前半の部分に入るものが何かあると思うのです。それは、具体的なところでもっと引きやすくなりますし、もう少し一般的な書き方で、私は基礎資料編を見ていなくて申し訳ないのですが、何か書けると思うのです。

そうすると、さっき申し上げたように、グローバルな最近の動向とも適合した形になっていくし、将来にもつながっていくのではないかという気がしました。そういう意味でも、並列の書き方にしたほうが選択肢が広がるのではないかという気がしました。

○吉中部会長 固有の生物多様性、固有の文化、アイヌの文化、あるいは縄文文化といろいろありますが、アイヌ文化をはじめとするということは残すべきというのは皆さん一致されていると思います。それを残すために、どういう書きぶりにするかにするかどうかということで、今、いろいろと建設的なご意見いただいておりますので、事務局でも検討していただいて、アイヌ文化をはじめとする北海道ならではの自然感を持った文化を継承していくことをぜひ書き込んでいただきたいですし、それに一番適した方法は何かという辺りを少し検討していただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、基本方針3と4を終わりましたので、次に、横断的・基盤的な取組に行き

たいと思います。

本編では26ページと27ページ、行動計画編では32ページから35ページということで、今までご議論いただいた基本方針に沿った具体的な施策取組をどう進めていくのかという実施計画的なところでしょうか、ご意見をいただければと思います。

○児矢野委員 二つあります。

一つは、結構単純な話ですが、行動の26ページの図が分かりやすくいいと思うのです。ただ、法学をやっている私の感覚からすると、国際社会のところの昆明・モントリオール生物多様性枠組の後に「(生物多様性条約に基づく)」を入れる。また、その次の国の生物多様性国家戦略は法定計画なので、「(生物多様性基本法に基づく)」を入れる。また、地方公共団体の生物多様性地域戦略というのは、法律上の根拠がありませんので、括弧をしてその法令上の根拠を入れる。

法学をやっている人は書いていなくても分かるのですが、それ以外の一般市民とか道民とか関係者の方は条約とか法律に基づくものということが一目で分かるので、啓発的な意味でもいいと思いました。これは非常に単純な提案です。

二つ目は、これも単純な提案ですが、行動計画編の(2)の連携の促進で、イ、ウ、エ、オ、カとなっていて、何々との連携となっているのですけれども、何が何と連携するのか、見出しだけだとよく分からないのです。ですから、道民が国際機関と連携する、北海道が国際機関と連携する、何がここに書いてあるものと連携するのかが分かりにくいというのが1点です。

もう一つは、カのところの「等」に入るのかもしれませんが、前回の会議のときに記憶があるのは、獣医師会の委員とか猟友会の委員とかいろいろな方が発言されているので、その他の関係機関というものを明記して、具体的に獣医師会、猟友会、農協、漁協というのが典型的には入ると思うのですが、農協、漁協は事業者という側面もあると思うのですけれども、団体でいらっしゃるのです、その他の関係機関と書かれてはいかがかと思います。獣医師会、猟友会は事業者ではなくて、「等」で入ってきますということかもしれませんけれども、その次の丸を見ますと、何も入ってこない感じがするので、別に項目をつくるか、どうするかですけれども、それを入れたらどうかと思いました。

○吉中部会長 今の話で言うと、動物園というのはどこに当たるのですか。事業者は違いますね。やはり何か欲しいですね。

私の意見では、教育機関ということで、うちの大学はぜひ連携させていただきたいと思いますので、書いていただいたほうがいいと思いました。

では、連携の主体はどこなのか、それを明確に読めないのではないかというご質問ですけれども、いかがでしょうか。

○事務局(橋本課長補佐) 基本的に主語の入っていない部分に関しては道がということになりますので、ここも道が国際機関との連携する関連施策としてはこういう内容ですという読み方になります。

○児矢野委員 それでは、全体からすると読めればいいのですが、読めなければ、ここに道というものを全て入れていったらいいのかもしれないと思いました。基本計画の名宛人として、市民に向けた部分もありますね。そうすると、この主体が分かりにくいので、美しくないですけども、何か入れていただいたほうが分かりやすいと思いました。

○吉中部会長 ほかの関連する施策も基本的に北海道の施策が並んでいるので、そここの並びをどう整理するかということはあると思いますが、もっともなご意見だとは思いますが。

行動計画編の32ページの四角で囲ってある取組の考え方のところですが、42行目に「道が単体で取り組むだけでなく」と書いてあるので、これをもう少し明確にして、北海道は国や市町村、事業者団体等と連携していくということがもう少し明示的に書かれると分かりやすくなると思いました。少し検討していただければと思います。

ほかにかがでしょうか。

市町村との連携支援もいろいろ書き込んでいただいております、ありがとうございます。

○近藤委員 32ページの真ん中辺に赤字で書かれている最初の丸ですが、鳥獣保護管理法の78条の2云々ということで、狩猟者等の鳥獣捕獲の結果報告とあります。これは、具体的にどのような中身でしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 具体的には、狩猟者登録証の返納の際に、登録証に何を何頭獲りましたと。また、特定の鳥獣に関しましては、捕獲の場所として、ハンターマップのメッシュの番号などを記載して、いつ獲りましたというもう少し詳しくのご報告いただく種類もあると思うのですが、そういったものを想定しておりました。

○近藤委員 もう一つは、一般に市町村でやっている有害駆除の報告です。これは鳥獣保護法での報告ですけども、市町村が有害駆除をした場合の鹿とか熊の捕獲というのは、データの無いということではよろしいですか。

というのは、78条の2によると、例えば、狩猟と有害駆除を並行している方には報告書があるのですが、有害駆除で獲ったと言うと報奨金がもらえるのです。狩猟で獲りましたと言ったら何も報奨金がないのです。そうすると、この報告書には有害で獲った分の数字は載らないですね。

ですから、データとしてはどうなのかなと思います。もう少し市町村と協力して、狩猟にかかわらず、獲ったものは全て報告してくださいというほうがデータとしては正確性があると思います。実際に報告をしている立場から見ると、そのほうがいいデータがそろっているのではないかと思います。

この報告書にこだわる必要はないと思います。せっかくの機会ですので、市町村と協力しながらやっていきたいと思います。

また、ヒグマ個体の提供も相当ばらつきがあるようです。義務化ではありませんけれども、もし回収できたら提供してね、ということになってはいますが、より回収できれば

などと思います。ただ、強制はできないと思います。

- 吉中部会長 特定鳥獣保護管理計画策定のときだったか、当該年度の狩猟期間の議論のときだったか、どちらだったか覚えていないですけども、この部会でも、有害駆除で管理してるものと狩猟で捕獲しているものと両方を総合的に見ないと全体の管理計画はうまくいかないのではないかという議論があったと思うのです。

そういう意味でも、法律上は78条の2と特定していますが、おっしゃったように、少し広く捕獲されている野生鳥獣のデータをしっかり集めるのだという書きぶりにしておいたほうが適切なデータが集まる気がしますので、少し考えていただければと思います。

- 近藤委員 情報源をしっかりと整理しないと、数字的なものは曖昧になってしまうと思います。

- 吉中部会長 いいえ、どうもありがとうございます。大変貴重なご意見です。細かい法令の番号などが入っていますが、もう少し広げていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

- 児矢野委員 二つあります。

一つは提案ですけども、行動計画編と本編にも関わってくると思うのですが、最初の四角のところです。

前回、科学者から、道内の自然に関する科学的データは十分な蓄積がないという話が結構出ていたので、4行目ですが、「非常に長期的なものも含まれます。けれども、道内の現状では科学的なデータや情報は十分ではありません。」を入れて、「このため、(中略)の情報収集は不可欠です」と。

何を言いたいかという、道内におけるいろいろな自然に関する科学的なデータの収集が十分ではないという現状について、一文を入れたほうがいいのではないかと思います。前回、科学者の皆さんがおっしゃっていたことを考慮するということです。

それに連動しまして、本編の26ページの最初にも同じことが書かれているので、ここにも同様に科学的な知見の蓄積が十分ではないということを一文入れてはどうかと思ったというのが1点です。

2点目は、先ほどの33ページの国際機関との連携の例示に、「国際機関等と連携し、環境分野における海外からの研修受入れを促進します」とあるのですが、国際機関等と連携するというのは非常にいいと思うのですが、ここで想定されていることを、前に別の文脈で、親会でしたでしょうか、JICAを想定しているという話を聞いた記憶があります。JICAは国際機関ではないので、この書きぶりは工夫したほうがいいと思います。

国際機関と連携するというのは非常にいいと思うのですが、JICAは国際機関ではないので、文を二つに分けるとか何かをしたほうがいいと思います。

また、国際機関と地方公共団体が直接連携するというのはあまり想定されません。

ただ、国際機関というのを残すのはいいと思うので、国際機関とか海外の関係機関とか、これは非常に一般的な話なのでいいと思うのですが、JICAは日本の機関なので、そこが気になりました。

- 吉中部会長 そうですね。見出しは「国際機関との連携」になっていて、下の施策のほうは「国際機関等」となっています。

僕たちの知っている範囲で言うと、ユニターみたいなものは自治体と直接やっているということがあるかもしれませんが。ぜひ北海道も国際機関と直接連携していただければいいなと思いますが。書きぶりについて、「等」で読めると言えば読めるのでしょうけれども、見出しは入っていないので、JICAあるいは国際機関、海外の自治体との連携というものがあってもいいと思いました。少し検討していただければと思います。

- 児矢野委員 もう一点は、今の書きぶりだと、「環境分野における海外からの研修受入れを促進します」とあって、その下のラムサール条約登録湿地と世界遺産の話に限られてしまうのです。

ですから、この先、20年の間に、国際機関との連携のパターンや在り方が広がっていく可能性を閉ざさないために、国際機関等と連携しというのと研修受入れの後段を切り離して、うまく修文をしていただいたほうが、将来に広がってつながっていく可能性を残すことができていると思いました。

- 吉中部会長 微妙なバランスを追求しなければいけないので、事務局は大変だと思いますが、今やっている施策から、将来、必要な施策をどこまで書き込めるかという辺りで難しい判断があるのかもしれませんが、できる限り必要な施策を今後進めていくスペースがあるような書きぶりにしていただくといいと思いました。ご検討いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

- 中村委員 (1)の生物多様性に関する調査研究やモニタリングの推進に関して質問です。考え方に樹木の成長はどうということが書いてあるのですが、実際の施策では、鳥獣とサケと海の哺乳類とインフルエンザの関係する野鳥のことを書いてあるのですけれども、森林のモニタリングとか、里山のモニタリングとか、湿地のモニタリングとか、その辺が書かれていないのです。また、生態系のモニタリングも入っていると思いました。

また、生物多様性国家戦略のところに書いてあったのは、希少種も大事ですが、普通種と呼ばれているものも、将来減ることによってサービスを変えてしまう可能性があるもので、北海道固有の普通種のようなものが入ってくると独自性が出ると思いました。

- 吉中部会長 この後、時間が許せば指標の議論もしたいと思っていますが、その際にもモニタリングというのは非常に重要になってくると思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

- 近藤委員 33ページのオ 道内の市町村との連携ということで、戦略の策定、促進となっていますが、将来、市町村にも義務化が何か出てくるのでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 生物多様性の地域戦略に関しては、生物多様性基本法の中で地方公共団体の努力義務となっているので、今の時点では義務というものはございません。

○近藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉中部会長 ほかによろしいでしょうか。先ほど、連携・協力のあたりでちらっと出ていましたが、農協は生物多様性の分野で非常に大きなステークホルダーになると思いますが、農協あるいは中央会で生物多様性の取組の連携について、何かお話しいただけることはありませんか。

農林水産業との連携と申しますか、農林水産業と生物多様性は非常に大きな関係がありますので、その辺りでこれからご協力いただければと思います。

○白木委員 これまでの意見とかぶるところもあると思うのですが、モニタリングに関してです。これまでの会議でも、生態系の劣化とか生物多様性の経過をまとめて回復させるということに対して、具体的な施策を立てて評価をしていくにはデータが少ないので、まずは現状の把握と継続的なモニタリングが必要という点については発言させていただいたと思いますが、私の専門分野で言うと、特に希望者の保全とかアンブレラ亜種を通した生態系保全といった項目と関連しますが、指標種の生息状況の現状の把握や、モニタリング体制の構築といった施策が必要だと思われるので、この点について意見を出したところでは、この後の横断的な取組に期待すると書いてあったので、該当すると思われる5. 横断的・基盤的取組の（1）のアとイに当たるのでしょうか、ここを見させていただいたのですが、取組としては思っていたものより断片的であったり、具体的に何をやるのかよくわからないという意見がありまして、それに対応するような関連指標も見せていただいたのですが、同様の印象を持ちました。

あくまでも私の提案としては、生物多様性維持に資するような保護区を増やすとか見直すということも計画の中に盛り込まれていますので、その点も踏まえて、少なくとも北海道が管轄している国定公園とか道立公園とか鳥獣保護区、あるいは道有林といったところでは、生物のリストの作成とその後のモニタリングの実施というものを施策の中に入れていただけないかということが1点です。

もう一つは、アンブレラ種として生物多様性とも非常に関連が高い、国内の野生動物種、あるいは北海道の野生動物種などの希少種に関しては、関連省庁と連携して、北海道内の分布や個体数の現状把握を行う、あるいはモニタリング体制の構築をする、あるいは関連省庁と情報共有する体制を構築するというのを、北海道だけでは無理だと思うので、ほかの組織と連携してやっていくということを書き込めないかと思っています。

こういったデータは、この会議の最初のほうに、生物多様性を低下させないような再生可能エネルギーを促進するというのに対して、今、非常に求められている基礎データがないので、最初にこういうものを出すことができれば、生物多様性の低下を回避するような再生可能エネルギーの構築にも役立つと思います。

無理な提案かもしれないですが、こういった施策を盛り込んでいただけないか、検討をお願いしたいと思います。

○吉中部会長 モニタリングされていないデータについて、道だけではできないこともあると思いますが、関係機関等とも連携して進めていくというのがどこかに欲しい気がしました。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○早稲田委員 行動計画の34ページの(3)の考え方についてです。

まず、タイトルの中で、地域で活用する人材の育成やマッチング等を通じた効果的な人材の活用を図るとありますが、私自身が「マッチング等」という言葉に違和感を覚えています。施策の中身を読んでも、マッチング等と関連する施策が読み取れなかったということがあります。

一方で、34ページのイには、生物多様性に関する教育の推進という施策のタイトルがあります。これは、大きなタイトルとしては、人材を育成して効果的に活用しながら生物多様性に関する教育を推進するということで、「活用」という言葉の背景には教育の推進があるのでしょうかけれども、それを言葉として明示しておいて、むしろ、「マッチング等」は削ってもいいと思います。関連する施策の文言二つを結びつけたタイトルにさせていただいてはどうかという提案でした。

細かいことでいくと、同じページのアの項目の四つ目の文言は、住民団体等が開催する環境学習講座に参加するなどということで、道庁が主体だとすると明らかにおかしい文章になると思います。道が主語だとすると、おかしいなと思ったので、ご指摘させていただきます。

○吉中部会長 そうですね。さらっと「マッチング」という言葉が出てきていますけれども、具体的な関連施策に、適切な人材を必要な場所に紹介するというイメージなのでしょうけれども、それが施策につながらないと言え、そんな感じがします。少しご検討いただければと思います。

それから、最後の34ページの33行目ですね。例えば、「に参加する」を削除してしまって、「住民団体等が開催する環境学習講座など、地域の自主的な環境保全活動の支援を図ります。」なら分かりますね。

○早稲田委員 そうですね。「参加する」という言葉がおかしいと思いました。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 先ほど、学校教育の話がかなり議論になりましたけれども、まさにここに關わるころなので、学校教育の話に少し言及されてはいかがかと思いました。

○吉中部会長 そうですね。34ページのイの教育の推進のところ、学校教育が全然出てこないのはちょっと不自然ですね。

○児矢野委員 あとは、本編の27ページです。

○吉中部会長 ここにも、先ほどのマッチングという言葉が教育ということにうまく置き

換えられれば、少し芽が出てくるので、それを受ける形で、生物多様性に関する教育の推進で、社会教育だけではなくて、学校教育、それも、学校教育の中の野鳥絵画だけではない、カリキュラムとしての学校教育というように、ぜひ教育庁に施策を盛り上げていただければと思います。

ほぼ予定の時間になってまいりました。取りあえず、前回と今回で基本方針1から4まで見てきたことになろうかと思えます。

前回いただいた意見を踏まえた修正点ということで基本方針1、2を見る時間はございませんでしたが、ぜひ後でも見ていただいて、お気づきの点ありましたら事務局にお知らせいただければと思います。

今日、ぜひ皆さんのご意見を伺いたいと思っていたのは、行動計画編の36ページ、37ページに新しく指標一覧を出していただいております。

これについては、先ほど事務局から簡単にご説明がありましたけれども、もう一度、事務局から指標についてご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） この指標一覧は、それぞれ基本方針にあります目指すべき状態を評価するための指標群となっております。指標群の意味合いは、一つ一つの指標が目指すべき状態を示す形にはなっていないですけれども、幾つか関連しそうな数字を指標として、それぞれの指標から想定される目指すべき状態を外観的に評価するというイメージで指標群を選定しております。

この数字に関しても、それぞれ関連する施策の中で出てくるような数字があればそれを拾うというやり方もあるのですけれども、そういうものばかりではなく、それが目指すべき状態とどういう形で関連できるかが想定できるものをここに持ってくるのですが、その形にもならないかなというものもありますので、こういう数字が取れるかどうか、それがこの目指すべき状態をある程度評価できるものになるのか、その評価できるものの状況というか、数というか、全体で見たときに目指すべき状態をある程度評価できると判断できるのかどうか、そういったことを検討した結果としての指標群の案となっておりますので、そういう視点でのご審議いただければと考えております。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。まだ、現状値、ベースラインを今後算出という項目も残っておりますが、評価をしていくのに現時点で使える指標ということで挙げていただいているのだと思います。

どんなご意見でも結構ですので、何かありましたらぜひお願いします。

○白木委員 確認ですけれども、この指標群の評価というのは、あくまで道の施策で行われたことに対する評価なのですか、あるいは、ほかのところが何かやって、それで達成されればいいという見方でよろしいのでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 施策の評価ではなく、取るべき行動として実施した結果として、目指すべき状態に持っていけたのかどうかの評価になります。

○白木委員 北海道として挙げた行動計画の結果で評価するということですか。

何を言いたいかというと、環境省のレッドリストや北海道のレッドリストで道内に生息、生育する生物の絶滅危惧種であるものをカウントとありますけれども、北海道にすんでいるもの全部に北海道が対応をするわけではないと思うのです。このうち、北海道が行動計画で書いたものに対して算出するというのであればよいと思うのですが、全く関与していないけれども、環境省が何か対策を立てたとか、どこかのNPOが対策を立てた結果というものもここには含まれると思うので、これは分けるべきものなのかどうかということを知りたいと思いました。

○事務局（橋本課長補佐） 目指すべき状態については、北海道の状況ということになりますので、北海道として、そこに向かうためにどういう取組をしていくのかというところが今ご審議いただいた行動計画編の施策になってくるのですが、白木委員がおっしゃるように、それに向かうためにほかの取組もございますので、単純に計画の中の取組で目指すべき状態に向かっているわけではないですけれども、基本方針の中の目指すべき状態としているところに向かっているのかという評価をするということで、例えば、環境省の取組とかそれ以外の取組も持ってきて評価するということはございません。

○吉中部会長 もしかしたら本編の31ページをご覧くださいと少し整理ができると思いました。31ページに計画の点検評価及び見直しという項目をつくっていただいています。

行数でいいますと12行目から15行目辺りですけれども、基本方針ごとに設定した目標の達成状況について、施策の実施状況の把握や関連指標群の推移などを基にした評価を行い、審議会の意見を反映した上で公表するとなっておりますので、道庁が行っていく施策それぞれがどのぐらい進んでいるのかに加えて、今お示しいただいた指標群全体を見渡した中で、目指すべき状態に向けていいトレンドになっているのかどうかを評価していくというふうに私は理解しました。少し理解の助けになりますでしょうか。

○白木委員 今までのお話を伺っていると、あくまで道の施策とか計画によって達成度を評価するということになると思ったのですが、それでよろしいですか。

○吉中部会長 私の理解では、北海道が中心となっていていろいろな施策を展開していただいているのがまず第一に必要だと思いますけれども、先ほどの議論の中で、ほかの機関、国、国際機関とも連携した取組、あるいは、我々道民一人一人の生活の在り方の見直しみたいなものも含めて、その結果、総合的に生物多様性の状況がある時点でどうなっているのかを評価するのかなと思っておりました。

○白木委員 要するに、実際に取るべき行動とか施策の中に含まれている内容に対しての評価であればよいということですね。逆に言うと、それとは関係ない状態の指標が入っているのはおかしいということでもよろしいですか。

○吉中部会長 よく分からなかったのですが、行動計画編の指標一覧の36ページの一番上の植生自然度別面積とか生態系別面積というのは、北海道の関連施策のこれが順調に行っているから植生自然度がこうなりましたというだけでは測れない気がするの

です。国の施策とか、いろいろなものが総合されて生態系別面積も変化していくと思ったのですけれども、間違っていますか。

○白木委員 では、それでもよいということなのですね。今回ここに挙げている北海道の施策だけではなくて、ほかの機関、組織も含めて様々なところが行った結果、よくなっていればよい、そういう評価でよい、そういう指標でよいということで、よければそれでいいと思います。

○吉中部会長 私もそういう理解でしたが、事務局もよろしいですか。

○事務局（鈴木自然環境課長） はい、そのとおりでございます。指標の中には、当然、北海道だけの数字を反映しているものばかりではありませんので、環境省なり他の市町村なりが実施した結果、指標の数値が変わってくる部分もございます。そういうものを全て反映した形で、状態がどのように達成しているか測っていこうということでございます。

○白木委員 分かりました。

○吉中部会長 今のご説明も受けて、この指標一覧についてご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○中村委員 間違ったことを言うかもしれませんが、これは評価にはならないのですか。指標なのですか。

評価は、インデックスでいくのでしょうか、例えば、センサーで測って、目指すべき状態を測ることができると思うのです。この中に入っていないやり方でも評価はできると思うのですけれども、指標で評価するのですか。センサーを使って評価するというものもあると思いますが、指標しか使わないのですか。

○吉中部会長 私の理解があまりできていないですが、センサーで測るというのは、具体的に言うとどんなイメージですか。

○中村委員 例えば、最初の目指すべき状態1－1の生態系の規模が全体として増加し、それらの質が向上しているということ、人工衛星のデータを使って、どれだけ緑の量が増えたか、緑のところから近赤外線とか質を評価できるような光の分光をセンサーを使って評価すれば、質が上がったみたいなことも、将来的には、衛星とか、ドローンとか、いろいろなテクノロジーが発達するにつれてどんどんできるようになっていくと思うのです。そういう形でも評価はできると思うのですけれども、ここでは指標を使うという話になっているのですが、今の段階で考えられるところで今はとどめておいて、将来的にはいろいろな評価の仕方が入ってくる形になるのですか。

この辺りは、今日ぱっと見せられて混乱しています。どういう考えでアプローチしていくか、指標にこだわってしまうと、例えば、10年後とかだったら、もっといい方法で測れるのにこの指標にこだわるのかということと言われる可能性はあると思っています。JAXAとか、いろいろなところが公開しているデータを使えば、もっと簡単に北海道の大面積をうまく測れるようになっているのではないかとということです。

○吉中部会長 大変よく分かりました。事務局からお願いします。

○事務局（橋本課長補佐） 我々もそういう形でやりたいのですが、そういうものはすごくお金がかかると聞いております。お金はあまりありませんので、我々がお金をかけずにできる評価は何なのか、そういう辺りは、今後、テクノロジーの発達によって、無料でそういうツールが使えるということになれば、我々としてはそれ一発で評価することになりますという変更はあり得ると考えています。

ですから、この指標群は、今の時点での評価に対しての試行といいますか、この指標群でこの状態を評価してみますというイメージで今は考えておりました、行く行くは、こういうふうに評価してみましたけれども、いかがでしょうかということで、審議会の委員の皆さんに改めて見ていただくというイメージの指標となっております。

○中村委員 それでいくと、将来的には評価の仕方が変わる可能性は十分にあり得るということですね。いろいろなテクノロジーの発達とともに、生物多様性を測るのはすごく難しく、科学者もみんなすごく困っているときに、実際に施策としてやる場合も、どれがいいのか分からないというのは十分に理解して言っているつもりなのですが、僕らも今後いろいろ変わり得るなと思っていて、大面積といいまかすか、将来は皆さんが分かるように示せるようになりたいという話です。今後、変わり得るなと思っただけです。

○吉中部会長 今のご意見はとても重要だと思っています。例えば、36ページの表の目指すべき状態1-1の指標の最後に生物多様性及び生態系サービスの現状評価という項目があって、その測定方法がアンケート調査だけになっています。これをもう少し膨らませて書いていただいて、将来、研究機関とも連携してそういう評価方法をしっかりと活用していくとすることができる書きぶりしておくといいのではないですかね。

アンケート調査だけというのは、あまりにシャビーな気がします。

○中村委員 そうですね。測り方の検討みたいなことも、この中に入っていませんけれども、先ほど言ったりリモートセンシングもそうだし、環境DNAとか、新しい手法が今はどんどん出てきていて、今は環境DNAは水の中だけしか見ていないですけれども、陸上も測れるようにどうしたらいいかと一生懸命考えています。それは、ここで言うと怒られるかもしれないけれども、空気の中にあるものも取り入れればもっと広くできるよねという話もして、いろいろ技術が発達すれば測れる方法はどんどん変わってくると思うのです。

ですから、その辺も入れる余地を将来残してもらえると、昔の指標にしがみついてしまったということにはならないと思います。

○吉中部会長 表も工夫していただくのと、前段に本計画の進捗や国内外の生物多様性に関する動向等を踏まえ、必要な追加、削除、修正と書いてありますけれども、ここに今おっしゃった技術的な発展とかいろいろな要素も書けるのであれば、書き込んでいただければなと思いました。

○児矢野委員 今議論になっていることを、私は法学専攻なので、手続に引きつけて考えたいと思います。

そこで、気になったのは、吉中部会長がおっしゃった見直しに関する部分の記述です。

全体的に私の理解が不足していて知らないというか、勉強不足で恐縮なので教えていただきたいのですが、生物多様性基本計画の全体の見直しは可能なのですか。

実施されている間に、定期的に実施状況を検証していくと思うのですけれども、それを受けて必要な見直しをすることというのは手続的にまず可能なのかということが1点です。その場合に、見直しに関する文言が全体に係るような形で入っているのか。

それが入ってないと、なかなかやりづらいので、もしできるのであれば、それを入れなくていいのか、入れることがやり方としてどうなのか、その辺の行政文書の書き方は分からないので、お聞きしたいです。

三つ目は、その場合に、今まさに議論になっている指標のところですか。指標のところは技術的な進歩とともに見直しが入る可能性があるということで、ここはオープンにしておいたほうがいいところであるとすれば、それがもう少し明確に分かる記述方法を示していただきたいのです。

今、必要な追加、修正、見直しを行うとしますとあるのですけれども、誰がやるのかということも書いていないし、毎年度なのか、とにかく定期的に行動計画の実施状況を部会なり親会なりで審議するような機会があるのであれば、そのときに指標についても必ず議論をして、最新の知見に沿って、可能な範囲で取り込むようにするという文言をどこかに入れなくていいのでしょうか。

手続的に、今おっしゃっていた皆さんのコンセンサスがある部分をうまく担保できるような書きぶりにはどうしたらいいかということが制度論をやっている私としては気になりました。ですので、今質問したことについて教えていただきたいと思います。

○吉中部会長 事務局からご説明をいただいてもいいですか。

○事務局（橋本課長補佐） 本編の31ページです。先ほど吉中部会長も点検のところ参照していただいたのですが、その19行目に、本計画を実効性あるものとして推進していくためということで、必要があれば期間内でも計画の見直しを行うこととしますとなっております。

この計画自体は生物多様性条例の計画となっておりますので、変更の手続は最初に策定するものと同じになっておりますので、そのプロセスを経て変更することになります。

○児矢野委員 そうだとしたら、見直しの部分とか、最終的な点検評価と書いていますね。定期的な点検評価をやるとは書いていないのです。今の話で、慣例としてはしているということなのだろうと推測しますが、定期的にと書いたほうがいいのではないのでしょうか。どこかに書いてありますか。

○吉中部会長 12行目に中間年度の2027年を目途にとあるので、間に1回というイメージでしょうか。

○児矢野委員 間に1回でいいのでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） この点検評価は、かなり大変だと考えています。

現行計画のときもそうでしたが、関連指標群からどうやって目指すべき状態の評価をするのかというのは、審議をいただく必要のある部分かなと考えております。そういう意味では、そんなにしょっちゅうやるマンパワーは我々にはないと考えています。

ただ、この施策の進捗については定期的に報告することが条例の中で義務づけられておりまして、私たちとしては、国と同じやり方なのですけれども、この指標に関連した数字を毎年出している環境白書の中に、この指標に関して数字を押さえられるものは今こんな状態ですよというのを毎年お示ししています。

ただ、その数字はあくまでも数字であって、その数字が意味する、つまり指標群として目指すべき状態を評価するというのは大変時間と手間のかかるプロセスということで、私たちとしては、中間と最終的な部分の2回にするのが限界かなと考えております。

○児矢野委員 分かりました。ただ、気になったことが2点あります。

1点目は、今まさに議論になっていた科学技術の発展によって使える指標が毎年ドラスティックに変わっていく可能性があるので、全体の点検評価は間に1回と最終的にやるということで、それはマンパワーがないからということも分かりましたけれども、指標の妥当性みたいなことをインプットできるような機会をもう少し定期的に設定しなくていいのか、その必要性について科学者にお聞きしたいです。

2点目は、今ご指摘いただいた31ページ目の「なお、」のところ。「なお、」のところは、「計画期間内においても、国の法制度や本道の自然環境等に変化のあった場合など、必要に応じて」と書いてあるわけです。ただ、「必要に応じて」とあるのですけれども、誰が必要だと判断するのでしょうか。

中間評価が1回しかないとなると、恐らく審議会などで専門家的な知見を投入する機会はないのではないかという気がするのです。国の法制度に変更があった場合というのは明瞭だと思います。事務局のほうで、法律の専門家が対応されると思うのですけれども、「本道の自然環境等に変化があった場合など」というのは、結局、どういう場合にどういう手続で誰がやるのかということが不明瞭です。これはどういうことが想定されているのでしょうか。

1点目は指標の問題、2点目は見直しのチャンスの現実的な手続としてどうなるのかという点についてお聞きしたいと思います。

○吉中部会長 まず、中村委員からお願いします。

○中村委員 まず、1点目は、スピード感というか、変化の速度ということだと思いますけれども、5年という見直しはちょうどいいスピードだと思いました。急に一、二年で変わるといえることはないので、開発した人は主張するけれども、それが普及するまでには時間がかかりますから、5年というのはちょうどいいスピードだと思います。

この計画は、10年、20年ということも踏まえていたので、20年後に、その指標

は使わないよということを想定していました。

ですから、5年というのは、ちょうどいいスピードかなと思って聞いていました。

○吉中部会長 事務局から、見直しの際のプロセス等についてお願いします。

○事務局（橋本課長補佐） 見直しのプロセスは、今、ご検討をいただいているのと同じプロセスが必要になりますので、我々としては、やはり、そう頻回に変更することは想定してございません。よほど大きな変更、あるいは、自然環境の変化があるという想定でこのような計画期間内においても見直しを行うというようなものを設けています。

それが具体的にどういうことかに関しては、計画の性格としては、様々な取組の方向性を定めるような、目標に対してどういう戦略で向かっていくのかということを決めていくような計画ですので、そんなに頻回に変えていくという性格のものでもないのかなという意味で、変更の機会はあるという前提ですが、この部分に関しては、今言ったような考え方で承知をしておりました。

○吉中部会長 30分超過しておりまして、オンラインの委員も2人抜けてしまいまして、定足数が足りない状況ですので、ここで今回の審議を終わらざるを得ないと思っております。

長時間にわたりご議論いただき、どうもありがとうございました。

これからのことですが、最初にご説明いただいたとおり、年を明けて1月に部会をもう一回開催して、今日のご議論と、前回いただいた意見を踏まえた修正案を今日は見られなかったもので、その辺りも踏まえた修正案をご審議いただきます。

うまく議論がまとまれば、その案を親会にご報告して、親会でも方向性について大まかな同意が得られれば、その次のステップに進むということで、引き続きご協力いただければと思います。どうもありがとうございます。

○児矢野委員 気がついたところや言い足りないところは、メールでお送りすればいいですか。

○吉中部会長 そうしていただけると大変助かります。

それを、どこかの時点で事務局にまとめていただいて、皆さんにフィードバックしていただく上で、次回の提案に生かしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、マイクを事務局にお返しします。

4. その他

○事務局（橋本課長補佐） ありがとうございます。最後に、今後の予定についてです。

1月に部会を予定しているのですがけれども、今のところ、皆さんからいただいている予定として15日か18日の午後になる見込みです。もし、この時点でご都合がつかませんという方がいらっしゃれば教えていただければと思います。

[次回部会の日程調整]

○事務局（橋本課長補佐） それでは、改めましてご連絡を差し上げたいと思います。

また、EPO北海道から、本日、部会長からご紹介があったダイアログの概要資料をいただいています。参考にお渡しいたしますので、ご覧になっていただければと思います。

○坂東委員 それは、審議会とは別で、そちらの意見も反映するという前提の意見でしょうか。

○吉中部会長 審議会とは別です。そこでの議論もこの審議に活用していただけないという趣旨でやっておりました。

5. 閉 会

○事務局（鈴木自然環境課長） 今日は、大変長時間にわたり、ありがとうございます。

予定時間をかなりオーバーしてしまったのですが、今年1年間、いろいろとありがとうございました。来年も引き続き、計画策定に向けてよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

以 上